

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第80回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和4年6月28日（火）14：02～14：41

Web審議による開催.

第2 出席した委員（敬称略）

島村 博之（分科会長代理）、実積 寿也、巽 智彦、谷川 史郎、

三浦 佳子

（以上5名）

第3 出席した関係職員等

藤野郵政行政部長、寺村信書便事業課長、櫻井信書便事業課課長補佐

事務局：福田情報流通行政局総務課課長補佐

第4 議題

諮問事項

特定信書便事業の許可並びに信書便約款の設定及び信書便管理規程の設定の
認可【諮問第1227～1229号】

開 会

○島村分科会長代理 ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会第80回を開催いたします。

本日は佐々木分科会長が校務で御欠席のため、私が議事を進めさせていただきます。

本日はウェブ審議の開催となり、全委員7名中6名が出席予定でしたが、現在全委員7名中5名が出席となっておりますが定足数は満たしております。

御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、名のってから御発言をお願いいたします。

また、本日は情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定によりまして、「諮問事項の特定信書便事業の許可並びに信書便約款の設定及び信書便管理規程の設定の認可」につきましては非公開にて行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○島村分科会長代理 それでは、本日の議題の審議は非公開とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

議事に入る前に、本日から着任されました藤野郵政行政部長から一言異動の御挨拶があります。藤野部長、よろしくをお願いいたします。

○藤野郵政行政部長 御紹介ありがとうございます。本日付で郵政行政部長を拝命いたしました藤野でございます。よろしくをお願いいたします。

私、郵政行政は8年ぶりでございます。8年前は新規業務をいかに進めていくとか、当時、TPP協定交渉があったので、それも従事させていただいております。そういった取組を行ってまいりましたけれども、このたび、郵政、それから信書便、コロナ禍の影響もあって、今新しい局面が出てきていると思います。御指導をいただきながら、行政をさらに推進していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○島村分科会長代理 藤野部長、ありがとうございます。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めさせていただきます。

本日の議題は諮問事項3件です。諮問第1227号から第1229号「特定信書便事業の許可並びに信書便約款の設定及び信書便管理規程の設定の認可」について、総務省から説明をお願いいたします。

○寺村信書便事業課長 信書便事業課長の寺村でございます。本日もよろしくをお願いいたします。

今回は、民間事業者による信書の送達に関する法律、いわゆる信書便法に基づく特定信書便の新規参入を希望する5者に対する関連の諮問3件でございます。すなわち、諮問第1227号、特定信書便事業の許可、それから、第1228号、信書便約款の設定の認可、そして第1229号、信書便管理規程の設定の認可の3件について御説明させていただき、これらの許認可の可否について御審議いただきたいと考えております。それでは、各諮問事項について御説明させていただきます。

まずは、諮問第1227号、特定信書便事業の許可について、資料80-1を御覧ください。まず1ページ目、これが諮問書でございます。本件は繰り返しになりますが、特定信書便事業への新規参入希望者が5者ございまして、その事業許可申請について審査した結果、いずれも信書便に掲げる基準に適合しているということで許可することと

いたしたく、諮問させていただくものでございます。

それでは、まず簡単に概要説明させていただきたいと思えます。

2ページ目から別紙1となっておりますけれども、3ページに今回の申請者5者の一覧とサービス提供の概要をまとめてございます。

まず、今回の申請者を読み上げさせていただきますが、1番のNXキャッシュ・ロジスティクス株式会社、2番の戸田ビルパートナーズ株式会社、3番の太陽急配株式会社、4番の株式会社ゼロ・プラス中部、それから5番のオーティティーロジスティクス株式会社となっております。これらの主たる事業ですけれども、表の左から3列目の項目に記載してございます。

このうち、1番のNXキャッシュ・ロジスティクスについてですが、貨物運送業と記載させていただいておりますが、正確には、現時点で貨物自動車運送事業の許可等をまだ取得していない状況でございまして、今後取得する予定でございまして、

次に2番の戸田ビルパートナーズにつきましては、建設業が主たる事業となっております。こちらは自動車ではなくて台車で顧客の本社と事業所を巡回するサービスを予定しております。この場合、貨物自動車運送事業の許可等は不要でありますけれども、そういった事業者ということになっております。

ほかの3者につきましては、貨物運送業を既に主たる事業として、許可等も得ている事業者でございまして。

さらに表の右側半分が予定している提供サービス、それから提供区域の概要でございます。まず前提といたしまして、特定信書便事業が提供できる役務としましては、信書便法第2条第7項に第1号から第3号まで定める役務がございまして、1号役務につきましては、長さ、幅、厚さの合計が73センチを超える、あるいは重さが4キロを超える信書便物を送達する役務、それから今回申請はございませんが、2号役務につきましては信書便物を引き受けてから3時間以内に配達する役務、それから、3号役務は引受料金が800円を下らない高付加価値の信書便物を送達する役務と御理解いただければと思います。

この表では、提供サービスとして各申請者が提供を予定している役務につきまして、各号ごとに丸印をつけてございます。これを見ていただくと、今回新規で申請した5者の全てが1号役務を提供する予定となっております。これに加えて3号役務を提供している申請者が1番のNXキャッシュ・ロジスティクス、それから、4番の太陽急配と2者でございます。

申請者の事業の概要は以上でございますけれども、審議いただくに当たりまして重要となるポイントがございますので、これを引き続き説明させていただきたいと思えます。

まず、信書便法では許可条件が3つございます。これは信書便法第31条に定めてご

ざいますけれども、そのうちまず1点目、これは信書便物の秘密を保護するために適切なものであることが求められております。これの判断要素といたしまして、信書便物の引受け、配達の方法を役務ごとに適切に定める必要がございます。これについてまとめたものが4ページの表になってございます。

続きまして、2点目の許可条件ですけれども、事業の遂行上適切な計画を有しているかどうかを見る必要がございます。こちらにつきましては、特に重要な視点として事業収支見積りがございます。審査に当たっては、事業収支見積書を開業当初の事業年度、それから翌事業年度の2年分を提出いただくとなっております。その算出が適正かつ明確であることが審査基準の一つとなります。

そこで、5ページを見ていただきたいと思います。まず、こちらは収入の部でございますけれども、この表の右端、こちらは見込み収入となっております。これが各事業所において既存の顧客に対するヒアリングといったもので、利用見込通数、それから予定している契約額、サービス単価を考慮して算出したものでございます。

さらに事業見込収入を踏まえまして、次に6ページにお移りいただきたいと思います。こちらが先ほど申しましたとおり、事業収支見積りは事業開始年度と翌年度の2事業年度提出いただくことになっておりまして、その中で収支と利益をこちらにまとめたものでございます。支出の欄につきましては、これは申請者が項目ごとに積み上げた額、あるいは貨物運送業等も行っておりますので、いわゆる兼業、そういった事業との収入費の案分で算出しているものでございます。

さらに5者のうち、業務委託を予定している事業者が2者ございます。こちらは1番のNXキャッシュ・ロジスティクス、それから5番のオーティーティーロジスティクスと2者ございます。こちらについては、支出の欄のその他に業務委託の費用を計上している状況でございます。

事業収入から事業支出を引いた信書便事業としての営業利益、これは表の右から2列目になりますけれども、こちらは全者、初年度、翌年度ともに信書便事業単独では黒字になる推計になってございます。そのため、我々としては事業収支には特段の問題なく、妥当なものと判断させていただいております。

続きまして、3つ目の許可条件でございます。こちらは事業を適確に遂行するに足る能力を有する者であることを見る必要がございます。特に重要な視点としては、資金計画を見るところになっておりまして、その要素としては7ページにまとめてございます。こちらには純資産の額、それから信書便事業の開始に要する資金をまとめております。

事業の開始に要する資金、こちらは具体的に何かといいますと、人件費の2か月分、それから駐車場とか賃借料の1年分、こうしたものを合計した金額となっております。これを実際に我々としても見させていただいた結果、直近の決算年度においても各者とも債務超過の状況はないと、さらに純資産もプラスとなっておりますので、この事業を始めるに当たって必要な資金については、各者とも全額自己資金による調達が可能となっております。

簡単ではございますが、以上が許可の申請概要と審査いただくに当たってのポイントとなります。

この説明を踏まえて、総務省として審査結果をまとめたものが8ページ、9ページにまたがる別紙2になっております。

まず、この資料を見ていただきまして、1番から3番までの大きな項番がございます。こちらは信書便法第31条の各号に定める特定信書便事業の許可の基準となっております。これに基づき審査を行っているものでございます。

まず項番1の、その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであることとございますが、審査基準として、信書便物の秘密を保護するために引受け、配達、それから、こちらにその方法が明確に記載されておまして、かつ、信書便管理規程の遵守義務がある者が直接引受け、配達すること等を適切に行っているかどうかを審査しております。これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、全ての申請者が事業計画、管理規程等におきまして、引受け、配達の方法を明確に定めておまして、信書便管理規程の遵守義務のある者が取り扱うことを確認させていただいております。その結果、全ての項目について適当であると審査させていただいております。

さらに委託を予定している事業者につきましては、受託者に信書便事業者と同様に信書便管理規程が課されているかどうかを審査のポイントになりますが、これも委託契約書において、きちんと遵守義務が課されていることになっておまして、秘密を保護するために適切であると審査させていただいております。

以上をもちまして、項番1に関しては、今回許可申請をした5者の事業計画は、いずれも信書便物の秘密を保護するために適切であると判断させていただいております。

続きまして大きな項番2、事業収支見積りが冒頭でございます。こちらにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、対象年度は2年間を対象として、算出方法については、これも先ほど御説明させていただきましたが、適正かつ明確に算出されていると見ております。

次のページに行ってくださいまして、役務の内容が法に適合しているかどうかでございますが、こちらでも事業計画を確認させていただきまして、1号役務については取扱いサイズが73センチを超えるもの、あるいは4キロを超えるもの。それから、3号役務につきましては、800円超のサービス料金となっていることを確認させていただいておりますので、これも法の規定に適合していることを事業計画で確認してございます。

3つ目の項目として委託がございます。こちらでもまた重複する説明になるのですが、業務委託を予定している者につきましては、自ら業務を実施するよりも経済的であるといった特段の事情があること、また、原則として第三者への再委託を認めないといったことが要件となっているわけですが、これも要件を満たすものと確認しております。

以上を踏まえまして、項番2に関しても、この5者につきましては事業遂行上適切な計画を有しているので妥当なものと考えております。

3番目の項目です。こちらは、その事業を適確に遂行するに足る能力を有する者であることとなっております。これについても要件が2つございます。まず、1つ目は資金、

こちら先ほど御説明させていただきましたが、特に問題はないと考えております。

続きまして、2つ目の行政庁の許可とありますけれども、申請者5者のうち、2番の戸田ビルパートナーズは、先ほど申し上げましたが、自動車ではなくて台車によるサービス提供となりますので、貨物自動車運送事業の許可等は持っていません。ですので、こちらに該当する項目はございません。それ以外の4者につきましては、特に3から5番の事業者につきましては、事業を営むために、既に貨物自動車運送事業の許可等を取っている状況でございますが、1番の事業者のNXキャッシュ・ロジスティクスにつきましては、もう既に一般貨物自動車運送事業の許可を申請中とございまして、貨物軽自動車の運送事業も行いますけれども、こちらについては届出になっておりまして、許可取得後に届出すると聞いております。

これについての信書便の事業許可への影響でございますが、実は我々の審査基準においては、こういった場合のケースも審査基準を設けておりまして、まず、条件としては信書便の送達に自動車、その他の輸送手段を使用する場合において、当該輸送手段の使用に必要な事業許可等の申請をしているときは事業開始までに当該許可を受けることが確実に見込まれることと、この場合においては当該許可を受けることを本件の許可の提出条件とすることと定められております。そのために、同者への特定信書便事業の許可につきましては、一般貨物自動車運送事業の許可の取得、それから貨物軽自動車運送事業経営届の提出後に信書便事業を開始することを条件として許可することにしたいと考えております。

なお、これはここだけのお話になるのですけれども、このNXキャッシュ・ロジスティクスから、

とのことでございます。

以上をもちまして、項番3につきましても、今回許可をした5者については事業を適切に遂行する能力を有し、基準を満たしていると考えております。

それから、最後に項目の4番目がございます。こちらは信書便法第8条に欠格事由を定めております。こちらについても全者該当しないことを確認してございます。欠格事由とは何かといいますと、例えば1年以上の懲役または禁錮の刑に課せられて、あとはその執行が終わってから2年を経過しない者、それから、信書便事業の許可の取消しを受け、取消しの日から2年を経過しない者、法人の場合には役員にこれらの該当する者があること、こういった者が条件になるのですけれども、いずれも該当していないことを確認してございます。

つきましては、以上をまとめまして、各者とも信書便法に掲げる評価基準に適合していると認められたことから、全5者について許可することといたしたいと考えております。

それでは、引き続き、諮問第1228号、信書便約款の設定の認可について御説明させていただきますと思います。資料80-2になります。

先に制度から簡単に説明させていただきたいと思いますが、信書便法第33条第1項におきまして、信書便事業者は信書便の役務に関する提供条件について信書便約款を定

め、認可を受けなければならないとされております。ただし、同法第33条第3項において、総務省が定める標準約款を一字一句変えることなく約款として定める場合には、認可は不要としております。この標準約款は普通自動車、小型自動車、軽自動車、あるいは2輪自動車、いわゆる自動車を用いて役務を提供する貨物運送業を営んでいる事業者を対象とすることを前提としております。

資料の1ページ、こちらが諮問書になります。今回、太陽急配株式会社、それから、株式会社ゼロ・プラス中部、オーティーティーロジスティクス株式会社、この3者は標準約款をそのまま適用することで認可の対象となっておりません。このため、今回審議いただく対象となるのは1番のNXキャッシュ・ロジスティクス株式会社と、それから、戸田ビルパートナーズ株式会社の2者になります。

まず、NXキャッシュ・ロジスティクスでございますが、標準約款に定める役務のうち、自社が提供しない役務を明確にするために標準約款とは異なる表記を一部行うことで認可が必要になるものです。また、2番目の戸田ビルパートナーズにつきましては、先ほども申しましたとおり、台車を使うことで、自動車を使わないことになっております。標準約款自身が自動車を使うことを前提となっているものですので、今回、標準約款の適用が難しいことから、今回、約款を定めて認可を受けるものでございます。

2者の約款について審査したところ、定める基準に合致することで認可をしたいとの諮問書の意向でございます。

概要でございます。2ページの別紙1、こちらが約款設定の認可の概要でございます。こちらも項番が1から8までございます。次のページに9番がありますけれども、こちらにも信書便法の省令に当たりまして、信書便法施行規則第40条で準用する、当該施行規則第24条第2項の各号に、約款に記載すべき事項を定めております。それをこちらの項番に当てはめているものでございます。

まず、NXキャッシュ・ロジスティクス株式会社、それから戸田ビルパートナーズ株式会社のいずれの約款も、役務の名称及び内容や引受け、配達の内容、転送、還付の条件につきましては、ほぼ標準約款と同じ内容を規定しているところでございます。標準約款と違うところはどこなのかですけれども、2者ともに自分が提供しない役務については、標準約款に書かれている部分について関連する記載を落とすことがまず一つございます。

さらに戸田ビルパートナーズにつきましては、信書便契約につきましては、標準約款では「一定の頻度があり、一定の期間継続して信書便物を差し出す者」と書かれておりますけれども、これは具体的に数値を定めているので標準約款と異なる記載となっているものでございます。

その他、細かい点で標準約款と異なる点はありますけれども、求めている項目につきましては、標準約款と同じ内容が記載されてございます。

その結果でございますけれども、4ページ、こちらは別紙2でございますが、審査結果の概要でございます。

まず項番1、こちらの表の各項目として、役務の名称、内容、引受け、配達等々ございますけれども、こちら先ほどの別紙1の各項目の事項と全く同じと考えていただければと思います。先ほど申しましたとおり、ほぼ標準約款と同一の記載でございま

して、審査結果にございますように、その内容については、いずれの者も役務の名称及び内容、引受け、配達等が適切に明確に定められていると判断させていただいております。

さらにもう一つございまして、5ページの項目2とありますけれども、これは特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないことが信書便法第33条第2号に定められております。こちら、まず約款をちゃんと確認させていただいたところ、そういった該当する規定がないことから、2者とも法令の認可基準に適合していると認められるため、こちらの約款について認可したいと考えております。

続きまして、諮問第1229号、信書便管理規程の設定の認可について説明させていただきたいと思っております。資料80-3になります。

これは信書便法第34条で準用している、第22条第1項の規定に、特定信書便事業者、こちらは取扱いに係る信書便物の秘密を保護するために信書便の業務の管理に関する事項について信書便管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならないとされております。

1ページの諮問書でございます。こちらは、今回、許可申請業者5者について、信書便管理規程の総務大臣の認可が必要であるということで、併せてこちらを認可いたしたく、御審議いただくものでございます。

2ページから3ページにかけて別紙1としまして、申請の概要がございまして、これは信書便法施行規則第31条第2項に管理規程に記載すべき事項が定められておりまして、その項目ごとに規定内容を5つ列挙したものでございます。信書便の取扱いについての責任者であります信書便管理者の選任や職務、信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法、事故発生時の措置、教育訓練といったものについて定められているものでございます。

この信書便管理規程、前回は申し上げましたが、実は総務省において記載例をあらかじめ公表しておりまして、今回の申請者の申請内容を確認したところ、全者がこれに沿って過不足なく同じように設定するものでございます。

ということで、4ページ以降の別紙2で審査結果の概要がございまして、これは今申し上げましたとおり、申請内容につきましては、総務省が公表している信書便管理規程の記載例に沿って設定していることが確認されております。ですので、全ての項目を満たしているために全て「適」になっております。

諮問事項としては以上でございます。

これも恒例ではございますが、最後に参考1及び参考2をつけさせていただいております。これは信書便事業への参入状況をまとめたものでございます。

まず、参考1、こちらにつきましては、今回御審議いただいて、もしも事業許可が認められた場合の前提で、参入状況をまとめたものでございます。また、参考2ですけれども、こちらは本社の所在地の都道府県別の事業者一覧となっております。

参考1の冒頭でございますが、もし今回の審議の結果、5者を許可することが適切との答申をいただくことができれば、全部で583社となる予定でございます。また、参考2で本社所在地、都道府県ごとに分類しておりますが、今回御審議いただく該当者につきましては赤字で示してございます。

説明は以上でございます。それでは、御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○島村分科会長代理 ありがとうございます。ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申出ください。

それでは、実積委員、お願いします。

○実積委員 中央大学の実積です。寺村課長、お疲れさまでございます。

質問は信書便管理規程ですけれども、信書便管理規程の設定の認可申請の概要だから、別紙1の2の(2)と(3)に関しては4輪自動車とか車両と書いているのですが、戸田ビルパートナーズは台車を使うお話だったのですけれども、ここの部分に関しては、どういった取扱いになっているのかを少し教えていただければと思いました。

以上です。

○櫻井信書便事業課課長補佐 信書便事業課の櫻井と申します。戸田ビルパートナーズにつきましては、御指摘のとおり台車としております。台車ということではほかの車両とは異なるところがございしますが、管理規程の内容としましては、例えば信書便の引受けの際ですとか配達の際に、台車は可能な限り視界の届かない場所に放置しないことすとか、台車から離れる場合は台車や保管箇所に施錠することすとか、あとは外部から中身を見ることができないバックに信書便物を入れることなどを規定しておりまして、戸田ビルパートナーズにつきましても、そういった盗難の防止をするように管理規程を定めているところでございます。

○実積委員 そうすると、今の内容を別紙1の上のところに、「いずれの申請においても、次の事項が規定されている」とあるのですが、戸田ビルパートナーズに関しては、今の2の(2)の①とか、(3)の①については、別のことが記載されていることになるのですか。

○櫻井信書便事業課課長補佐 ご指摘のとおりで、内容的にはおおむね近いものになりまして、専用のもので入れて荷台に保管して施錠することすとか、そういった今お伝えした内容がおおむね入っているところでございますので、大きく異なるものではないのですが、きちんと盗難防止の措置が取られるような管理規程になっておりますので、認可が「適」ではないかと審査しているところでございます。

○実積委員 分かりました。認可された内容に関して異論は全然ないのですが、表題というか初めの3行を見ると、全ての事業者に対して4輪とか自動車を使うことを前提に管理規程をつくられているかのように思ってしまうので、それまでのほかの諮問内容だと、戸田ビルパートナーズは違うことを寺村課長は説明されていたのですが、ここでは違う説明ぶりだったので少し気になっただけです。

以上です。

○櫻井信書便事業課課長補佐 ありがとうございます。その点は次回、似たようなことがあれば気をつけようと思います。

○島村分科会長代理 それでは、異委員、お願いします。

○異委員 ありがとうございます。私は資料の6ページの事業収支見積りに関してなのですが、XXXXXXXXXXのみ減価償却費が突出しているように見えまして、ほかの事業者との並びで見ると、ちょっと特殊な事のように思えるのですが、審査

基準でこの点は恐らく直接問題にならないと思うのですが、事情を少し教えていただけますとありがたく存じます。

以上です。

○寺村信書便事業課長 それでは、総務省から回答させていただきます。

まず、■■■■■は確かに減価償却費がほかのところよりも高額となっています。その理由ですけれども、■■■■■の減価償却費は車両に係るものが大半になっています。3台車両を持っているのですが、車両全てを信書便事業専用で使うことでございまして、ほかの事業者は、自分が扱っている貨物の配送と信書便は大体同一でやる人が多いのですが、この事業者は信書便だけで専用車を用意することで、ちょっと高額になっているとのことでございます。

○巽委員 なるほど、分かりました。ありがとうございます。

○島村分科会長代理 巽委員、以上でよろしいでしょうか。

○巽委員 以上で大丈夫です。

○島村分科会長代理 それでは、三浦委員、お願いします。

○三浦委員 意見というかお願い事なのですが、資料80-3の別紙1です。先ほど実績委員もご発言されておりましたが、私も別に許可申請の内容については特段問題ないと考えていますが、別紙1の4番、教育及び訓練のところでございます。

新規採用時や事故発生時等にも実施すると記載されています。関係法令の規定内容や、特に2番の顧客情報や信書便物の管理の方法、教育や訓練のところは、やはり信書は非常に重要なものですので、特にこの新規参入の事業者に関しては、コンプライアンスも当然のことながら顧客の情報管理、及び信書自体の管理の方法は徹底した教育訓練を行っていただきたいと思っております。

社員一人一人にそういう意識がないと、情報漏えいの問題や様々なトラブルの原因になったりすることが起こります。

このところ自治体等でも情報管理の問題で、いろいろトラブルが起こっている状況もあります。そこは是非、一消費者としてお願いしたいと思っております。

以上です。

○寺村信書便事業課長 ありがとうございます。実際に事業者といろいろな意見交換する場も結構ありますが、やはり悩みのうちの一つとして、社員に対する教育を問題として、もう少し何とかしたいと考えている事業者が結構います。

実際に我々としても、ちゃんと遵守するよう意識を植え付け、周知も含めて非常に重要だと考えておりましたが、実は信書便事業者につきましても、一般社団法人信書便事業者協会において、いろいろなノウハウを蓄積していますので、加盟していなくても講習会を年に20回ぐらいやっております。結構いろいろな事業者から参加いただいております。そうしたところで、本当にヒヤリハットみたいな事例も含めて、実はいろいろな事例を紹介して、それで毎回、本当に配達に従事する人から管理者も含めて、みんなに広く機会を与えております。これは非常に好評でして、地方に分けたりしているのですが、毎回いろいろなところから数十名程度参加している状況ではあるのですが、そういった形で、我々としてもそこに教材を提供したりして、まさに一番問題の起こりそうなところもまとめて、そういった場でやったり、あるいは信書便事業者協会自身もこれ

からウェブサイトを充実させて、そういった情報を加盟者でなくてもある程度見られるようにすることも言うておりますので、そういったところを充実させて、なるべく遵法意識みたいなものも含めて持っていただければと考えております。

それから、個人情報につきましては、実は個人情報保護のガイドラインが信書便事業でもございまして、こちらもちょうど、まさに今年度に入って、個人情報保護法の改正も含めていろいろルールを変えたところもございまして、今、意見募集をやっているところではあるのですが、こういったものも、今後、我々としての情報をきちんと発信して行って、ちゃんと守るべきところは守るよう対応していきたいと考えております。

○三浦委員 お答えありがとうございます。やっぱりルーチンになると、どうしても人間というのは気が緩んでしまうので、定期的な受講や、フォローをし続けていくことも大事かと思っておりますので、ぜひその辺のケアもよろしくお願ひしたいと思ひます。

ありがとうございました。

○寺村信書便事業課長 御指摘ありがとうございます。

○島村分科会長代理 では、谷川委員、お願ひします。

○谷川委員 今御紹介があったヒヤリハットですけれども、どれくらいの頻度で総務省では収集されているのでしょうか。また、その仕組みはどうなっているのか教えていただけますか。

○寺村信書便事業課長 まず、総務省に入ってくるとすると、検査などで本当にアウトになったものしかやっぱり見つからなくて、ヒヤリハットになってくると、さっき言った信書便事業者協会が結構いろんな情報を、何か漏れ伝えてくるとか、そういった形らしいです。

そういった意味では、直接総務省に情報が入ってはいないのですけれども、講習会などを通じていつも情報交換をして、どういった可能性があるかをシェアしている状況でございます。

○谷川委員 ありがとうございます。

○島村分科会長代理 ほかに御意見はないように見えますが、よろしいですか。

ほかに御意見がないようでしたら、諮問第1227号から第1229号につきましては、お手元の方針案のとおり答申したいと思ひますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○島村分科会長代理 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することいたします。

以上で本日の審議は終了いたしました。

委員の皆様からほかに何かございますでしょうか。事務局から何かございますか。

○事務局(福田) 事務局です。本日は当初6名の委員が御参加予定でしたが、最終的に5名となりましたので御報告いたします。なお、定足数は満たしております。

また、次回の郵政行政分科会ですが、別途御案内を差し上げますので、皆様方よろしくお願ひいたします。

以上です。

○島村分科会長代理 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

閉 会